別記第２号様式

入札公告（共通編）

一般競争入札の実施に当たり、入札公告（個別編）に定めるもの以外の事項について、次のとおり公告する。

１　入札参加資格の確認等

本案件の入札参加を希望する者は、別記第３号様式（一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書）（以下「申請書」という。）及び資格確認資料を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（１）申請書及び資格確認資料の提出

申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出すること。

提出にあたっては、申請書様式に記載の「留意事項」、「必要となる資格確認資料」欄の記載事項を確認するとともに、必要な書類の添付漏れがないよう、「申請書・添付書類確認項目表」により添付資料を確認すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア　契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。

イ　提出する申請書及び資格確認資料は、１つの電子ファイルにまとめること。

ウ　電子ファイルの容量は、10.0ＭＢ以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0ＭＢ以内に収まる場合は、ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（２）資格確認資料の郵送又は託送による提出

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア　電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。

イ　電子入札システムから出力した「一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書」を申請書及び資格確認資料と併せて郵送又は託送すること。

ウ　持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

エ　期日内（最終日午後５時まで）の必着とする。

（３）その他

申請書及び資格確認資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資格確認資料の提出確認後に「競争参加資格確認通知書」を発行するが、当該通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認したものではないことに注意すること。

２　入札執行

入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（１）入札書及び工事費内訳書の提出

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

入札額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

工事費内訳書の提出にあたっては、以下に留意すること。

ア　本案件の入札参加を希望するものは、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

イ　工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は、3.0ＭＢ以内に収めるものとする。

ウ　工事費内訳書は、「千葉県企業局発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成 27 年３月 25 日制定)」（以下「取扱要領」という。）によるものとする。

エ　取扱要領第５条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

（２）その他

入札書及び工事費内訳書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。

３　契約条項等を示す場所

本案件に係る契約書案、電子入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、ちば電子調達システムに係る入札情報サービスシステムにより配布する。

（１）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、所定の期日に次のとおり提出すること。

ア　電子ファイルを所定のアドレスに電子メールにより提出すること。（電子入札システムによる提出ではない。）なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施すること。

・Microsoft Word 又は Microsoft Excel

イ　電子メールの「件名」には、工事名を記載すること。

ウ　電子メールの「本文」には、工事名及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は、添付する電子ファイルに記載すること。質問の題名、文面には、特定の企業名や個人名を記載しないこと。

エ　持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

回答は、所定の期日に入札情報サービスに掲載する。質問しなかった申請者も必ず確認すること。また、質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがある。

４　入札保証金

本案件に係る入札保証金は免除する。

５　最低制限価格

本案件は、最低制限価格制度が適用される工事である。

（１）最低制限価格の設定

最低制限価格制度を適用する工事にあっては、最低制限価格を設定する。

当該最低制限価格の設定については、「千葉県企業局建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領（平成 23 年８月１日制定）」第３条の規定を適用する。

最低制限価格の算出方法については、「参考　最低制限価格の算定方法」を参照すること。

6　落札者の決定方法

事後審査Ⅱ型は、入札執行前に全ての入札参加を希望する者が、資格確認申請（申請書及び資格確認資料の提出）を行い、入札・開札後、落札候補者を決定し、落札候補者のみ入札参加資格を確認する方式である。事後審査Ⅱ型では、開札後、入札参加者に落札の保留を通知する。なお、落札保留中に落札候補者の通知・公表は行わない。

本案件では、有効となる入札をした者が一者以上あった場合は、落札者を決定するものとする。

入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、原則として２回まで再度入札を行うものとする。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（１）落札候補者の決定

開札後、落札を保留し、千葉県企業局財務規程（昭和 39 年水道局管理規程第６号）第 158 条第１項の規定により作成された予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として、開札を終了する。

（２）落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があることが確認できた者を落札者とする。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

また、落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

落札候補者以外の入札者において、最低入札価格で入札した者又はくじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となったものを次順位者とする。

7　入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

電子入札約款第２条第５項等で定める誓約書の提出が必要な工事において、誓約書を提出しない者の入札は、無効とする。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

8　一抜け方式入札

一抜け方式対象案件は、以下により入札を執行する。

（１）申請書及び資格確認資料の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されており、入札参加を希望する者は、工事ごとに申請書及び資格確認資料又は建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領（令和３年３月 22 日制定）第５条第３項に定める別紙（以下「一抜け方式別紙」という。）について、所定の期日内に電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書及び資格確認資料については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件にの

み提出すること。参加を希望するその他の工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。なお、提出がない工事については、競争参加資格を認めない。

郵送又は託送による提出の場合、電子入札システムより「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請におけるシステム添付書」を一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事に提出すること。

（２）入札書及び工事費内訳書の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されているため、入札参加を希望するものは、工事ごとに工事費内訳書について、所定の期日内に電子入札システムにより提出すること。

（３）落札者の決定方法

落札者を決定する順位は、原則として開札順に行うこととする。先に開札した案件が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。

なお、案件の入札を中止又は取止めた場合は、当該案件の発注はなかったものとみなし、落札者の決定順位を繰り上げて、入札手続きを続行する。

落札者決定までの日数を短縮するため、二番目以降に開札する案件については、開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、先に開札する案件の落札者を決定する前から、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行う。

このため、先に開札した案件の落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者を繰り上げて落札候補者とするとともに、二番目以降に開札する案件の落札候補者についても、先に開札する案件の落札候補者を変更した時点で、最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、順次審査を行う。

（４）入札の無効

先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降にも参加している場合はその入札を無効とする。

９　技術者の配置

（１）技術者の資格確認

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を本案件に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札参加申請日以前において、３カ月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、通知書に記載された技術者が建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

（２）技術者を配置できなくなった場合

技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、公告に記載された落札者決定通知(予定)の前日までに、直ちに書面により申し出ること。この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

（３）専任特例２号の場合の監理技術者の配置

建設業法第 26 条第３項第２号（以下「専任特例２号」という。）による場合の監理技術者の配置

が認められる工事であって、専任特例２号による監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

ア　当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ　監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ　監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ　同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

オ　監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。

①土木工事の場合　兼務する工事が千葉県内にあること

※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること

②建築工事、建築設備工事等の場合　兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること

カ　監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ　監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ　監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行う。

10　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県ホームページ（入札のしおり関係（建設工事等））を参照すること。
http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html

11　苦情等の申し立て

本案件の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に書面により説明を求めることができる。この場合において、入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長は説明を求められた日から３日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

再苦情の申し立てについては、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理手続き（平成 16 年３月 25 日制定）」により苦情を申し立てすることができる。

12　その他

・資格確認資料の作成説明会、現場説明会は実施しない。

・資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認でき

ない場合には、説明を求めることがある。
・提出された資格確認資料の公表、無断使用は行わない。
・工期は、事情により変更することがある。
・入札参加者は、電子入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
・電子入札システムの操作上のマニュアルとしては、ちば電子調達システムホームページで公開している「システム操作マニュアル」を参考とすること。
https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html
・電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
ア　システム操作等の問合せ先
ちば電子調達システムサポートデスク　電話 043-441-5551
イ　ＩＣカードの不具合等発生時の問合せ先
取得しているＩＣカードの認証機関
・一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり（建設工事等)」を参考とすること。
http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html

参考　最低制限価格の算定方法

（1）共通事項

予定価格算出の基礎となった㋐・㋑・㋒・㋓に掲げる額（1円未満切り捨て）を合計し1万円未満を切り捨てた額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

㋐　直接工事費の合計額に 100 分の 97 を乗じて得た額

㋑　共通仮設費の合計額に 100 分の 90 を乗じて得た額

㋒　現場管理費の合計額に 100 分の 90 を乗じて得た額

㋓　一般管理費等の合計額に 100 分の 68 を乗じて得た額

（2）積算基準の適用等による算定方法

積算基準の適用が土木で鋼橋製作を含む工事にあっては、
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費」と読み替える。

積算基準の適用が土木（電気通信編）の工事にあっては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、機器間接費」と読み替える。
「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

なお、「直接製作費」は機器単体費に 10 分の６を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に 10 分の１を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に 10 分の２を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に 10 分の１を乗じた額とする。

積算基準の適用が土木（機械編）で機械設備製作を含む工事にあっては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。

積算基準の適用が下水の工事にあっては、
「直接工事費」を「直接工事費、機器費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。